

表面

<p>浄化槽工事業登録申請書</p>				<p>証紙はり付け欄 (消印してはならない。)</p>
登録の種類	新規・更新	※登録番号	三重県知事（登）第 号	
		※登録年月日	年 月 日	
<p>この申請書により、浄化槽工事業の登録の申請をします。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">申請者</p> <p style="text-align: center;">三重県知事 殿</p>				
フリガナ 氏名又は名称				
住 所	郵便番号（ - ）			
	電話番号（ ） -			
法人にあつては フリガナ 代表者の氏名				
<p>役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者（個人であるものに限る。）を含む。）の氏名及び役名等</p>				
フリガナ 氏 名	役名等（常勤・非常勤）	フリガナ 氏 名	役名等（常勤・非常勤）	
申請時において既に受けている登録		知事（登）第 号（ 年 月 日登録）		

裏面

営業所の名称及び所在地並びに当該営業所に置かれる浄化槽設備士の氏名及びその者が交付を受けた浄化槽設備士免状の交付番号			
営 業 所		浄 化 槽 設 備 士	
フリガナ 名 称	所 在 地 郵便番号 ( - ) 電話番号 ( ) -	フリガナ 氏 名	免状の交付番号
他の都道府県知事の登録状況			
登 録 番 号 知 事 ( 登 ) 第 号		登 録 番 号 知 事 ( 登 ) 第 号	

備 考

- 1 ※印のある欄には、記入しないこと。
- 2 「新規・更新」については不要なものを消すこと。
- 3 総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者については、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとする。
- 4 「営業所の名称及び所在地並びに当該営業所に置かれる浄化槽設備士の氏名及びその者が交付を受けた浄化槽設備士免状の交付番号」欄には、登録を受けようとする都道府県の営業所だけでなくすべての営業所について記載することとし、「営業所」欄と「浄化槽設備士」欄は、各々対応させて記載すること。

## 誓 約 書

登録申請者及びその役員並びに法定代理人及び法定代理人の役員は、  
浄化槽法第24条第1項各号に該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

申請者

三重県知事

殿

別記様式第3号（第3条関係）

工事業登録申請者

〔 法 人 の 役 員 〕  
 〔 本 人 〕  
 〔 法 定 代 理 人 〕  
 〔 法 定 代 理 人 の 役 員 〕

の調書

(A4)

現住所	郵便番号 (    -    )		
		電話番号 (    ) -	
フリガナ 氏 名		生年月日	年    月    日生
職 名		最終学歴	
賞 罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容	
上記のとおり相違ありません。 年 月 日			
氏名			

備 考

1 〔 法 人 の 役 員 〕  
 〔 本 人 〕  
 〔 法 定 代 理 人 〕  
 〔 法 定 代 理 人 の 役 員 〕

については、不要のものを消すこと。

- 2 総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者については、「職名」の欄には「株主等」と記載することとし、「賞罰」の欄への記載を要さない。
- 3 「賞罰」の欄には、行政処分等についても記載すること。

浄化槽設備士の調書

現住所	郵便番号（ - ）			電話番号（ ） -
フリガナ 氏名		生年月日	年	月 日 生
営業所名		最終学歴		
職名				
賞 罰	年月日	賞 罰 の 内 容		
上記のとおり相違ありません。 年 月 日 <div style="text-align: right;">氏名</div>				

備 考

「賞罰」の欄には、行政処分等についても記載すること。

## ○ 様式第 1 号記載要領

1 浄化槽工事業の登録を受けるには、この浄化槽工事業登録申請書（様式第 1 号）のほか、誓約書（様式第 2 号）以下の添付書類を添えて三重県知事に提出しなければなりません。

2 下記の欠格要件に該当する場合は、登録の申請は行えません。

（1）登録申請書類中に重要な事項について虚偽の記載をしたり、重要な事実の記載を欠いているとき

（2）浄化槽法又は同法に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者

（3）浄化槽工事業の登録を取り消され、その処分のあった日から 2 年を経過しない者（浄化槽工事業者が法人である場合には、その処分のあった日前 30 日以内にその法人の役員であった者を含む。）

（4）三重県知事より事業の停止を命じられ、その停止の期間が経過しない者

（5）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者

（6）浄化槽工事業に係る営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者で、その法定代理人が（1）から（5）まで及び（7）に該当するもの

（7）法人でその役員のうち（1）から（6）までに該当する者があるもの

（8）暴力団員等（（5）に該当する者）がその事業活動を支配する者

（9）営業所ごとに浄化槽設備士を置かない者

3 ※のある欄は、記載の必要がありません。

4 「証紙はり付け欄」には、次に掲げる区分に従って三重県証紙をはり付けること。

（1）新規の登録を受けようとするとき

3 万 3、000 円の浄化槽工事業登録申請手数料を証紙で納入する。

（2）更新の登録を受けようとするとき

2 万 6、000 円の浄化槽工事業登録申請手数料を証紙で納入する。

5 「新規・更新」については、いずれか不要のものを必ず消すこと。

6 日付については、元号により記載すること。

7 「申請者」の欄には、申請者が法人である場合は商号又は名称、代表者の氏名を記載し、申請者が個人である場合は商号又は名称及び氏名を記載すること。

8 「氏名又は名称」の欄には、申請者が法人である場合は商号又は名称を、申請者が個人である場合は商号、名称又は氏名を記載すること。

9 「役員の氏名及び役名等」の欄の「業務を執行する社員」とは持分会社の業務を執行する社員を、「取締役」とは株式会社の取締役を、「執行役」とは委員会設置会社の執行役を、「これらに準ずる者」とは法人格のある各種の組合の理事等をいい、執行役員、監査役、会計参与、監事及び事務局長等は本欄の役員に含まれないので記載しないこと。また、申請者が個人の場合には記載の必要はありません。

10 「申請時において既に受けている登録」の欄は、更新の登録の申請の際に三重県知事から既に受けている従前の浄化槽工事業の登録について記入すること。したがって、新規の登録の場合は、記載の必要はありません。

11 「営業所の名称及び所在地並びに当該営業所に置かれる浄化槽設備士の氏名及びその者が交付を受けた浄化槽設備士免状の交付番号」の欄には、登録を受けようとする三重県の営業所だけでなく、浄化槽工事業を営むすべての営業所について記載すること。

また、浄化槽設備士が置かれている営業所が分かるように「営業所」欄と「浄化槽設備士」欄は、おのおの対応させて記載すること。なお、「営業所」には本店、支店等の名称のものも記載すること。

12 「他の都道府県知事の登録状況」の欄には、登録を既に受けているもの及び登録を申請しようとしているものについて記載すること。後者の場合は登録申請しようとしている都道府県のみ記載すれば足り、登録番号の記載は必要ありません。

## ○ 様式第 2 号記載要領

1 申請者、申請者が法人である場合のその役員及び申請者が未成年と同一の能力を有しない未成年者の場合のその法定代理人が次に掲げる者に該当するときは、登録は受けられず、また、登録を受けた後においても、その登録を取り消されることとなります。誓約書は、これらすべての者が個々に提出すべきですが、ここでは申請者が法人であるときはその代表者が、個人であるときにはその者が、代表してその旨を誓約すればよいこととされています。

（1）浄化槽法又は同法に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者

（2）浄化槽工事業の登録を取り消され、その処分のあった日から 2 年を経過しない者（浄化槽工事業者が法人である場合には、その処分のあった日前 30 日以内にその法人の役員であった者を含む。）

（3）三重県知事より事業の停止を命じられ、その停止の期間が経過しない者

（4）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員又

は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から5年を経過しない者

(5) 浄化槽工事業に係る営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が(1)から(4)まで及び(6)に該当するもの

(6) 法人でその役員のうち(1)から(5)までに該当する者があるもの

(7) 暴力団員等(4)に該当する者)がその事業活動を支配する者

(8) 営業所ごとに浄化槽設備士を置かない者

2 「申請者」の欄は、浄化槽工事業登録申請書(様式第1号)の記載要領7に準じて記載すること。

3 「法定代理人」とは、未成年者が法律行為を行う場合に、同意を得ることが必要とされる法律上の代理権を有する者をいい、未成年者が浄化槽工事業を営む場合には、法定代理人を選任しなければなりません。

4 日付けについては、元号により記載すること。

### ○様式第3号記載要領

1 この調書は、登録申請者が法人である場合には、浄化槽工事業登録申請者(様式第1号)の「役員の名氏及び役名等」欄に記載した役員全員について作成すること。登録申請者が個人である場合には、申請者本人又は法定代理人(法人の場合は、その役員)について作成すること。

2 「法人の役員」「本人」「法定代理人」「法定代理人の役員」については、登録申請者が法人である場合には「本人」、「法定代理人」と「法定代理人の役員」を消し、登録申請者が個人である場合には「法人の役員」と「本人」又は「法定代理人」若しくは「法定代理人の役員」を消すこと。

3 「職名」の欄には、登録申請時における職名を記載するものとし、登録申請者が法人の場合には「代表取締役」「専務取締役」「常務取締役」等と記載し、登録申請者が個人の場合には「事業主」等と記載すること。

4 「最終学歴」の欄には、「〇〇区立〇〇中学校卒業」「〇〇県立〇〇高等学校卒業」「〇〇大学〇〇学部卒業」等と記載すること。

5 「賞罰」の欄には、浄化槽工事業についての行政処分及び行政罰はもちろんのこと、その他の賞罰についても記載するものとし、該当することがない場合には「なし」と記載すること。

7 日付けについては、元号により記載すること。

### ○様式第4号記載要領

1 この調書は、営業所ごとにおかれる浄化槽設備士として浄化槽工事業登録申請書又は特例浄化槽工事業者届出書に記載した浄化槽設備士について作成すること。

2 「営業所名」の欄には、所属する営業所の名称を記載すること。

3 その他の欄については、様式第3号の略歴書の記載要領により記載すること。